

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系への転換サポート

【令和6年度予算概算決定額 650 (696) 百万円の内数】
 (令和5年度補正予算額 2,706百万円の内数)

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂） [令和12年まで]

<事業の内容>

1. グリーンな栽培体系への転換（R6当初・R5補正）

農業生産における環境負荷低減の取組を推進するため、各産地におけるグリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援します。

① 産地に適した環境にやさしい栽培技術※、省力化に資する先端技術等の検証

※ 化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出量削減に資する技術

〔令和5年度補正予算においては、国際価格の変動の影響を受けづらい栽培体系への転換を緊急的に進めるため、化学農薬・化学肥料の低減や耐用年数の長い資材への切替えなどの生産資材の低減に資する技術については「特別枠」として支援〕

- ② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入
- ③ ①と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する消費者の理解醸成
- ④ グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成
産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定
- ⑤ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への情報発信（HPへの掲載等）

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた産地において取組を行う場合
- ・令和6年度当初予算において、①と併せてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証を行う場合

2. 都道府県域への展開（R6当初）

グリーンな栽培体系を都道府県域に展開するため、展開先産地等における検討会等の開催、展示ほの設置等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. グリーンな栽培体系への転換

検討会の開催：産地の関係者による取組方針の検討等



栽培マニュアル、産地戦略（ロードマップ）の策定

産地戦略に基づくグリーンな栽培体系の普及・定着

選択 消費者の理解醸成

- ・売り場での情報発信
- ・消費者向けセミナー開催
- ・農業体験 など



2. 都道府県域への展開

展開先産地等における検討会

研修会、実演会の開催

展示ほの設置



【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-6744-2218)